

史

林

第二十四卷 第二號 (通卷第九十四號)

昭和十四年四月發行

割地問題の一歸結

牧野信之助

一

所謂割地制度の概念は(一)一村の土地を假に所屬村民の共有と見做し、換言すれば村民間の共同管理の形ちとして(二)定期若しくは不定期に、村民合意の下に嚴密なる丈量を施行し、面積地味地種等に互りて公平に釐正し、(三)更に各自の持分を徹底的に不公平なからしめんが爲めに、抽籤等の方法を用ひて相交換せしめる。大體斯くの如く説明し得られるであらう。

而して斯る慣行の存在を始めて學問上の對象に取揚げ、それに體系づけられたのは内田銀藏博士であつて、既に明治三十年頃には一通りの構想が熟してゐたのである。それと相前後して、新渡戸・福田兩博士等にも割地に關する見

解が示されてゐるが、其は、共に内田博士のその如き本格的な研究ではなかつたにしても、斯る問題が眞摯なる當時の新進學者間に取揚げられたのは、一には恰も歐羅巴の學界に於ける土地共有制に關する史的論争が頗る活潑に行はれてゐた反映の刺戟と、更に猶一つの原因は、我邦に於て明治初年に行はれたる地租改正後、諸國に斯る慣習の行はれてゐたことが知られたので、彼我相照應して斯る注意を惹起せしめることになつたのである。尤も舊藩政時代に行はれた地方書ぼかづにも、斯る慣行のあることは一應歴記されてはゐるが、當時にあつては別段の關心を惹くことなしに看過されたのである。

このやうな發端にある割地研究の問題は、爾來益々社會經濟史乃至農政史上に於ける興味を惹起せしめ、斯る題目下に於ける調査研究は持續されて行はれた。之を内田博士の研究題目について見ても、それと表面上形式の相類似するかに見へる、我國中古の班田制度と割地との關係有無如何と云ふ觀點から、進んで更らに上代の土地所有型態に迄連關して考察せられんとする意圖は、結局その結論を見る迄に至らずに終り、それは今日に於ても猶依然として之を肯定することを不可能とする論證に立たされてゐるのであるが、然し斯る連鎖的なる豫想、即ち割地制度の依て來れる所以のものは、遙かに溯つて或は原始共產村落制の遺構ではないかと云ふ風な推測が、引續いて興味を持續せしめつゝあることは否定し得ざるところである。

内田博士によつて創められた割地問題の検討は、爾來茲に四十餘年間後進學徒の撓まざる調査研究の堆積によつて、先づ慣行地の分布を著しく擴大し、更にその視野を精細にして、當初十餘國を示した慣行地は、今やその分布殆ど全國の諸道二十餘國にも互れることが明らかになり、その對象とせる土地にしても、田・畑・宅地等の外、山・川・原野海面等にも互りて慣行せられたることが見出され、籤換方法等の實際上の問題に至りては、更らに頗る精細なるものを知ることが出来るやうになつた。然しそれにしても、猶其は現在の學界に於ける中世の各地莊園組織の説明の如く個々別々に各慣行地に於ける各種事情の相違によりて孤立的に説明せられ、その核心を占むべき主要なる諸問題は互に合理的な説明を得ないものが頗る多い實狀にある。

斯の如き研究過程の中にあつて、最も主要なる問題の一として取揚げんとするのは、就中その發現についてであるが、それは大體に於て云へば、江戸幕府時代の初期に諸藩（並びに幕府、以下倣之）の藩法によりて之が施行を見たりとし、諸藩それ々の事情によりて之を慣用せしめたるどころと、然らざるものとありとせらるゝは、種々の觀點から一應肯定せられるべきであらうが、然もこの發現を諸藩の法令の形ちに於て施行せられたりとする充分なる證左を具體的に示すものは從來餘り見出されてゐないのであり、又諸藩に於て幕末最後迄持續して之が慣行を認めたるものに對しては、其は藩制と如何なる關係に置かれてゐたかと云ふ觀點に於て、充分の説明を與へたものは的確に見られなかつたやうである。

然るに、偶々この間にありて、私は舊福井藩の領村に於ける（今立郡岡本村岩本及び其他）寛文年中の割地關係書類

の一聯を寓目し、之を以てこの問題に對する有方なる資料を提供するものであるとして、取敢えず一應先きにそれぞれ學界に報告して置いた次第であつた。(武家時代社會の研究所收「割地之村落別との關係」及び「土地及び聚落史上の諸問題所收「福井藩の割地定書」中の引用文書)

以下本題目に於ては、重複の嫌があるが、論證の順序として、其等の史料を再檢しつゝ、更らに相連關せる同種の新史料と相照合して論旨を進めたいと思ふのである。先づ一聯の福井藩寛文中の岩本村關係地史料は、以下の四通に互つて示されてゐる。即ち

(一) 寛文九年二月福井藩所出、覺(十一ヶ條中直接土地割關係のもの四ヶ條)

(二) 寛文九年三月、岩本村民請狀

(三) 寛文九年二月、岩本村民地割之覺

(四) 寛文十二年八月、福井藩所出、達書(九ヶ條中田地割關係事項一ヶ條)

となり、それら相聯關したものである。而してその内先づ(一)福井藩所出、覺中の主要條項は、左記の如くに示されてゐる。

覺

(上略)

(三)

一、去年申渡候村々田地内割之儀、村により割かね申候由、其沙汰有之候。兼而申觸候義、難澁不届候。早々田地高下無之様ニ、内割可仕候。割様ハ惣をくみにいたし、(組)くち取に可仕事。(籤)

(三) 一、出分有之候者、惣へ打込、一村當分ニ割可申候。久敷出分候共、打人割可申事。

(四) 地割之上、一村に何ほとの出分有之候と明に書付、指上可申候。追て後公儀(種)さほを入可申候。若出分隠置候ハ、

其村之庄屋長百生壹人、急度可爲曲事候間、毛頭隠申間敷候事。

(五) 不足之田地も有體に割ならし、其段公儀へ可申事。

酉二月 日 ○寛文
九

之によると、昨寛文八年、藩令によりて、福井藩は領内の各村に互り、それ々一村限りの田地内割の勵行を期せしめてその實施を督促し、「田地高下なきやう」の目的の下に割換せしめ、實際上の施行方法として「惣を組に致して籤取に」すべき割様を指示してゐるのである。内割と云へるものは、所謂割地を意味するものとすべきである。而してこの「惣を組に致して籤取に可仕」と云へる一句はこの問題にとつて、云はゞ眼目となるべき重要さを持つのであるが、然し語意簡單で、充分に説明され難い憾なしとしないが、要するに、土地を割換ふるに當り、惣即ち惣村民(土地所有者の)を幾つかの籤組に構成せしめて、抽籤法によりそれ々の持高に應じて上・中・下適當に組合せられたる田地を配分せらるべき方法を示せるものに相違ない。

即ち、所謂割地の定型を、こゝに明らかに具現してゐるものとすべきである。此等の條項に對しては、何れ藩當局から實際の場合に對する施行細則が示されてゐたことと思はれるのであるが、未だ寓目の機會に達してゐないのを遺憾としたい。

斯くて亦、(三)・(四)・(五)の三ヶ條に至りては、それ々土地の實測面積と從來土地臺帳との面積の出入を明確

にせん爲めの定めであるが、勿論その主とするところは、丈量の結果による「打出し」あるべきことを豫想して、從來あり勝ちなる隠田等の弊なからしめ、以て徵稅地の増加を劃ることに努めたことを示すものがあるのである。

斯くて、この覺書中の割地指示事項に對する村民間の地割實行規約にありては、總べて七ヶ條に亙りて、畦路・用水・堀・道路・屋敷・寺社境内・鋳等に亙る、棹入の定例を確示し、最後の條項に於て、特に檢地人の不公平の處置なからんことを嚴戒してゐるが、然し、この内規にありては、更に後說せんとする如く、單に棹入の慣行——檢地することの正確を規約した丈けに止つて、持分の變換に關する條項に對しては別段示すところがないのである。

而して、この岩本村に於ける一聯の寛文九年割地關係書類に次いで、それと相照應して關係ありと豫察される、寛文十二年八月付福井藩から岩本村宛の覺一通は、更らに割地に對する同藩の方針を指示するものとして、重要な意味を持つてゐる。右は全文九ヶ條より成り、主として治民要項を列擧したものであるが、その中第八ヶ條に比較的長文を以て、割地に對し次の如く指示してゐるのである。

「^(上略)一、^(不陸)田地割之事、前々田地^(不陸)ふろくのよし沙汰在之に付、^(割換)わりかへ候様にと先年申觸候。三四年之間在之、割替もはや

^(不陸)ふろく之分事濟可申候。割替によつて、^(費)面々持田地、自然無沙汰之義可有かについて、自今以後、公儀より割替之

儀不及沙汰候。此上は、田地^(費)ついで無之様にいたし、新地少成共ひらき、^(割換)隱用有之様に可仕候。此以前之通、百生

中間にて^(相對)あいた仕、下にて割かへ申分は、各別に候。又、當年割替可申旨相究、^(割換)様子によりさし延、來春^(割換)わりか

へ可申旨、堅約束の田地は、如相定、來春割替可申候。惣而、兼約束之儀違變仕候は、悪き事に候。申定通に可仕

候事。

子八月 ○寛文十
二年

之によると、田地持分の不均等を正さんが爲めの田地割換は、藩令による勵行によりて、一應目的を遂行したるを以て、爾來藩の方針としては、之を行はしめざることゝし、寧ろそれとは別に積極的に、新地開發等の手段によつて耕地の増加を劃らんとすることを示しつゝ、而も百姓中の申合によつて、下々にて内々の割換を施行せんとすることゝは格別のことゝして認容すべきを示唆してゐる點に、福井藩——のみならず、一般藩制に於ける、藩制時代を通じて行はれたる諸藩の割地の淵源に大なる暗示を與ふるものがある。斯くて亦、當年若しくは來春割換のことは一旦取極めたる以上、一村民中として必ず履行すべく、契約違反の旨あるべからざるを附記してゐるのである。

三

以上は、寛文九年乃至十二年に於ける福井藩の一領村たる岩本村の田地割に關する交渉書類であるが、特に十二年藩の方針を指示した覺書については、後段更らに猶論及することゝして、更らに此と相連關して、同じく寛文九年四月附右岩本村に遠からざる、同じく福井藩領に屬する蕨井村に於ける村定證文を注意する必要がある。右は、恐らくこの年前記岩本村など、同じく、藩旨を承けて土地割を慣行し、その直後、村民の間に相規約した制條に相當するものと察せられるが、右全文は左の如くに示されてゐる。

村定證文之事

一、酉、三月○寛文九ニ内檢仕、村百生中立合、明鏡に田島鳴子割に仕候刻、境之儀ハ、吟味仕相究申候。境々に、互に何角と出入申者共、出來仕候者、有體(誓紙)せ(持)いしを以、らち明可申候事。

一、面々持(一畝)之内、川かけニ罷成候者、村中より與内可申候事。

一、川除用水之儀ハ、高持百生共、不殘罷出可仕候事。

一、今度鳴子割之所、持々の内田地高下ニ罷成候者、何時成共割直可申候事。

右之條々、重而何角と我かま、申もの御座候者、此證文を以、越度ニ可被仰付候。爲後日仍而如件。

寛文九年

源井村

酉ノ四月四日

藤右衛門 ○

(外二十八名略)

この文面によれば、前述岩本村民の合議書に見られる「地割之覺」の地割の同意語として、茲では「内檢」として示して居り、各個條を通じて、一村の所屬地を精査したることを述べ、特に第二條には、各自持分之内、若し川缺けなどがあつた場合には村中相協力して之を輔成せんと述べたるものを以て考察すると、内檢とは云へ、其は單に檢地更新のみに止つて、籤換持分變更の方法には全然及ばなかつたことを、この個條から丈けでも明示してゐるのである。何となれば、所謂一般割地にありては、斯る川缺等の爲めに享受する持分の不公平を村民相互間に均沾せしめんが爲

めには、割換地の持分轉換を行ふ方法をとるに至つたに對して、茲では、單に耕地面に損害を受けたる訣當村民に對して、應急的の總村援助を與ふることに規定されてゐるのみであるからである。

而して亦、この各個條書中に於ては、特に「田島鳴子割」云々とし「今度鳴子割之所」としてゐるものがあることを注意されるのであるが、右の鳴子割とは一體如何なる檢地方法を斥すものであるか。此語句について照合されるのは、嘗て拙稿「太閤檢地の研究補説」に引用した慶長檢地祕書と題する、三田村文書に見られる鳴子割の説明である。その全文の梗概は、初めに田島の位付とその斗代とを歴記し、新定による一反歩の面積の基準と擔任檢地奉行名を誌したる後、檢地の實際に及び、

一、地割之義親に物語仕候へば、(鳴子割)なるこわり克御座候由被申候。(水)みず口割は、初よりおはり迄、田主々々見廻り不申

候へば、大事成者の能事御座有間敷と被申候。其上棹先(棹)に付、何角與小め者申候。然共、島萬一山などを入申義

に御座候へば、其内主々持來り、能所など御座候へ共、右之田地なるこわりを例に仕儀可有御座與思召被成候ハ、御仕庵御尤に奉存候。」

と云つて居り、この文面に見られる鳴子割は、正しく前記轟井村定證文中のそれに吻合するのである。而して亦この文面によれば、右鳴子割と共に、別に水口割と稱する割方が並行して採用されて居り、それ〴〵得失を有してゐたこと、思はれるが、この祕書の筆者の口吻では、大地主にとつて、鳴子割のより利得あることを主張して居る如くであり、水口割は之に反し、大地主にとつて不利益なることを述べて居る如くに考へられる。

この水口割は、延享元年十二月、同じく福井藩領鑄物師村内檢願書に

〔(上略)

百姓持高不陸に罷成候ニ付、五年以前、惣百姓納得相談之上、内檢水口割仕り、不陸無之様に仕り、其節相究候ハ、又候川欠石砂入水損出來、不陸ニ相成候ハ、五ヶ年之内に内檢仕り、田割り仕り、田畑荒川原共に、鬮取りを以て取可申(下略)〕

と云へる、田地割替規定中にも所見して居り、要するに、太閤檢地以來福井藩領にありては、檢地方法として、鳴子、水口の兩割方が並行して採用せられてゐたことを示し、それは引續き内檢地に際して慣用されてゐたのである。而してそれは亦、割地籤換の前提として施行せられた、棹入作業の主要なる方式であつたとせらるべきである。

四

寛文の福井藩割地定書は、以上の如く、該制度の發現と、その連續慣行の事情を呈現するものとして、重要な左券となつてゐるが、然し、同藩の割地發現期は、この寛文の法令を以て開創された——最初となすべきではなく、猶それよりも溯つて屢々慣行されて居つたとすべく、特に寛永年中には、諸方にその實施を見たることは、後述せんとする前記岩本村その他の所例によつて推定される。

猶之と、諸藩に慣行せられたる例證に徴證するならば、隣接加賀藩にありては、改作法の開始に伴ふて割地の起源が見られるとせられ居るものを以てすれば、寛永年中のことであり、越後の一部にありては、既に慶長年中にその發

現があるとせられる推定説があり、之は猶検討を要とすべきにしても、何れにしても、江戸幕府の創設期を溯つて、それ以上に慣行を表示するものに至つては未だ見出されないものである。斯くて、割地發現の時期を擬定せんとする大限界は、太閤檢地の施行による村高の設定と、その領主に對して果さざるべき機能とが契機となつて、延て斯る慣行を誘導するに至れりと思惟することが至當であることを強調せんとするのである。斯くて亦當然の歸結として、各地の割地慣行は恐らく右檢地以後に至りて發現するに至つたことを容認せらるべきであるとするのである。

云ふ迄もなく、太閤檢地(天正より文祿を経て慶長に亙る)の大業は、中世の莊園領下の概して弛緩せる統制に置かれた村落が、近世的な強き結成に置かれんとして有機的な村落型體に移行を開始した劃期的な時期に當り、その境界線にある、分水嶺中の最高峰の位置に据えられてゐる。即ち、久しき莊園領下の生存に喘いでゐた村落が、莊園崩壞期に際會して、百方自衛存立策を籌つて之が結成に力めた時に當り、爲政者は之を轉回利用して、自己領下の村落に置き代へ、その根幹たらしむる位置に据えられた一村々高の結成が、所謂太閤檢地の決行によつて一應確定されたと云ふことが出来る。

而して、この檢地の實施に當りては、領主側としては出來得る限り精細なる丈量と石盛りとによりて耕地利用面の増大——徵稅の増額を期待し、領民側にありては、その査定せられたる村高によりて、之を基準として村民間に公平なる負擔を要とし、斯くて公平なる村高を確定し、一村共同の納稅負擔義務を賦課せしめられる迄には、容易ならざる手數と紛糾とを繰返さざるを得なかつた。大體に於て、全國の大部に丈量を仕負せて、それらの村高を定むるに

至つた太閤檢地は、その事業が劃期的であつただけに、その實施に當つて斯る困難を伴ふたのは云ふ迄もないのである。斯くて猶その未完成の遺業は、豊臣氏の社稷の終結と共に、江戸幕府及びその諸藩の中に引繼がれ、各領民間に納得せらるゝ迄の妥協的過程として、再檢地——内檢地——割地（持分轉換）の順序に展開することゝなつたと考へられるのである。

而して亦、領主側に於ける藩の立場としては、一應正確にして公平なる丈量法によりて、各地類の利用面を出來得る丈けより多く擴張せんと企圖する爲めには、先づ第一着に極力村民をして精細なる檢地法——尠くとも福井藩領にありては、太閤檢地に際して運用せられたりと思惟せらるゝ、鳴子割著しくは水口割と云へるものゝ如き方法を用ひて、云はゞ現制の耕地整理的な作業を行はしめ、各自の持分に不均等なからんことに注意を拂はしめたのである。故に、藩制に於ける當初割地の發現にありては、單に納税の義務ある全村所屬地の公平均等なる丈量と、其等の所屬地に對する均等なる補填工作を主眼とし、必ずしも當初より普遍的に、必須條件として、抽籤等の方法による所謂籤換を以てする各自の持分變換をも期せしめたには限らなかつたと考へられるのである。即ち、所謂割地への階段を（一）一村所屬地の各自の持分宛公平なる丈量作業と、（二）籤換等の方法によりて各自の持分を變換することの順位に分つとすれば、當初にありては、未だ第一階段に止りて、檢地更正の範圍に於て、一先づ出來得る丈けの公平均等を期することに満足したであらうと思はれる。この第一階段の工作が、更らに徹底的に公平を庶幾せしめんとする時に、進んで第二階段の籤換持分變換を條件とする、所謂割地に進展することゝなつたと考へられるのである。

斯の如くして、前記寛文九年の福井藩割地定書に對して請書を提出し、その實施を誓言してゐる岩本村の例證にありても、それは寛永以降藩政時代を通じて屢次施行された全村所屬地の不陸均等の方法として採られた内檢の場合と同じく、その實前記第一階段に於ける檢地更正の施行に止まり、第二段の籤換持地變更の手段に迄は及ぼされなかつたとすべきである。故に、寛永九年三月岩本村田畠小割之帳の示すところによれば、その卷末に所載せる文言は、田畠の丈量と分米の等級刻記に加ふるに、「右如此、惣百姓申立相、上中下能々見届ケ、斗代相定申候上者、互に申分少も無御座候。自然、以來ニ小割仕度由申候者ハ、惣中相談仕り、何時成共明鏡ニ打可申候。(下略)」とせられ、更らに檢地算用人の起請文を附して、依怙の沙汰なきを述べ、若し相違ある場合には打直すべきの旨を誓言してゐるものがあり、又別に、村惣中として、今度の繩入にて檢地更正成れるを以て、長百姓、脇百姓高下の別なきを明言し、起請に及んでゐるものがあるのである。

而して亦、別に同村寛延三年調製の水帳によれば、この寛永小割以來「其後方々より、不理にて、在坪分明ならず候故、同村中相談にて人々立合」の上、元禄八年九月小割に及べるを示し、爾來又享保九年八月、寛延三年八月共に之に倣つた赴が書留られてゐるのである。即ち、以上によると、岩本村に於ては、村民間に各自の持分を公平にせんが爲めに、その手段として必要に應じ屢々檢地作業に及んだのであるが、然しそれは、籤換持地變更の階段に迄は及ぼされなかつたことを、現存してゐる多數の地方關係簿冊、及び古老の口傳に徴證して、斯かる確言をなさしめるのである。

斯くて、前掲寛文九年二月福井藩覺書のそれは、抽籤割換の方法を指示する法令であるに對して、村方請狀は表面的には之が實施を表明する方式のものであつたにしても、同時に調製された村方規約「地割之覺」は、各箇條とも總べて單に土地丈量に關する申合せを表現せるに過ぎざるものであり、以て實際的に、この藩の方針を活用する手段が、檢地更正の階段に止まらしめんとすることを裏書するのである。又、前記同年森井村の内檢村定證文に於ても、土地の丈量と相互持地の均等を期する爲、川缺等の場合には、一村協力して與内すべしと規約して、これ亦第二段の籤換迄には至らなかつたことを示してゐるのである。

而も、前掲寛文九年二月福井藩覺書第二條中の「割様は惣(組)をくみにして、くち取(籤)に可仕事」となせるものは、抽籤法による持地交換を意味するものとして、この藩是としての指示方針が、例へ内々に於ては全領村間に受け入れられること、上例の如き場合があつたにしても、中には、直ちに採用されて慣行さるゝに至つたもの亦有り得たことであらうことを思はしめる。而して、それは更らに溯つて、寛文以前の時期に於ける、各期間に行はれたる、割地若しくは地割と稱し或は割換と稱し、内檢若しくは小割などと稱するものゝ中には、前記岩本村の場合の如く、第一階段の作業に止つたものもあり得るだらうし、又第二階段の作業に迄及ぼしたものも亦あり得たことだらうことを思はしめる。當時の、藩の法令若しくは地方（がが）の簿冊等に見らるゝ所謂「割地」と云ひ「割換」と云へる用語は、單にその字義の上からは、土地を丈量すること、若しくは丈量を更新することのみを意味する場合尠くなく、必ずしも持地變換の意味迄をも包括するには限られなかつたのである。

私は嘗て、舊稿「割地の發生並に發達についての考察」中、大體このやうな用語ある文献を、直ちに字義通り、第二階段に上れるものと解して説明したものであるが、それは個々の場合を検討して然る後にあらざれば區別を明らかに確言することは困難であり、どちらかと云へば、時代を溯る程第一階段たる檢地更新の施行に止まりつゝあつたものが、或は多數ではなかつただらうかと推測するのである。

今、筆の序を以て舊考を斯く是正するのである。

五

以上の要旨を括言すると、所謂割地制度の發現は、我邦土地制度史上の劃期的な變革たる太閤檢地を契機として認められることゝなつたことと推測される。太閤檢地の施行によりて確立することになつた近世の村落は、各自確定された一村としての村高を附與せられて、一村共同體の形ちを完成せんとするに至り、相次いで之を繼承したる江戸幕府及び諸藩領の中にありては、それ〴〵地方ガ當事者の意見によりて、領村々民の意向を容認して土地割換——恐らく初期の様式にありては所謂割地への過程から云へば、第一階段と目すべき精細なる丈量、高下の平均、即ち内檢地を慣行するに至り、相次いで右更新の精神を徹底せしめんが爲めに、抽籤による領村民相互間の土地の持分變更を劃らしむる第二階段に迄進展することゝなり、やがてそれは一般に割地條件として慣用せらるゝものあるに至つたと考へる。事ここに至つたのは、勿論持高を基準とする徵税の一村共同納附の割當てに起因せることは疑を容れない。

斯くて、諸藩並びに幕領の中には、多くこの慣用を、公式藩制のそれより切り離して、各領村民間の半ば自治行爲に移すに至り、その必要と認めたる村落にありては、之を連續慣行することゝしたのである。それには、前掲寛文十二年の岩本村宛覺の中、田地割の條項が委曲を盡して説明してゐるものに極めて明かである。福井藩領に於て、幕末乃至明治初年に至る迄連續して、水腐地其他に多くの慣行せられたる割地村は、恐らく斯る法令の指示するところに従つて、之を受用したものに相違ないことを思はせられるのである。而してそれは、同時に亦他の諸藩の場合にも同じやうな事情が存在してゐただらうことを推察することは、あながち不穩當でないであらう。斯くて亦同時に、それ迄の階段に立至らざる領村にありては、單に檢地更正の作業のみを繰り返して、隨時藩政時代を通じて慣用しつゝ、あつたとせらるべきである。

但し、斯る各領民間のそれゝ持分の交換、即ちその對象物たる一村内の土地は村民間の共同管理的な觀念を有するに非らざれば、到底斯る處置に出でられないことであり、斯る慣行が果して如何なる源流を母胎として發現するに至りしかを考察することは、依然として猶殘されてゐる問題としなければならぬ。

簡単にそれは、當時地方當局者の案出——天降り的な官製品に係るものとしては、片付けられそうにもないのであり、又如何に一村としての結合體が、その存立の必要上自己の構成分子に對して強度の均等を強いたとしても、基因するところの源流は、更らに溯つて詮索すべき要あることを思はしめるのである。